

労働者協同組合法法制化運動の流れと論点の整理（要旨）

公益財団法人生協総合研究所、[生協総研レポート No.96](#) 掲載論文要旨

本論の目的

2020年12月4日に成立した労働者協同組合法(令和2年法律第78号。以下、労協法)の法制化運動のプロセスについて、その中心的な役割を果たした日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会(以下、労協連)とワーカーズ・コレクティブ(以下、ワーコレ)およびその全国組織であるワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン(以下、WNJ)の活動を、資料に基づいてまとめる¹。

- 日本における労協の実践は1980年代より存在し、1990年代半ばからはワーコレと労協連を中心に法制化運動が行われていた。両者はそれぞれ独自の理念を持って活動する運動体・事業体であり、2007年に両者の活動が合流するまではそれぞれ独立して法制化運動を展開していた。
- こうした経緯から労協の法制化運動はそれぞれの組織ごとにまとめられてきた。そこで本論では、従来は個々に記述されてきた二つの大きな法制化運動のプロセスの全体像を捉えることを目的とする。

労働者協同組合とは

事業に従事する労働者自身が出資し、所有する事業組織。労働者所有企業(Worker-owned Enterprise)の一種であり、同時に協同組合(Cooperatives)の一種でもある。

- 「労働者協同組合とは、労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です」[厚生労働省ホームページ](#)(2022/1/5 閲覧)
- 労働者の所有する事業協同組合は世界中に存在し、特に欧州ではコミュニティ・ビジネスの一種として実績を積み重ねている。

労協法の成立過程に関する時代区分の設定

- 第一期:1980年代:労協の活動の実験的な開始。法制化運動の前史。
- 第二期:1989年～2001年:法人格の必要性が高まり具体的な行動へ。各労協が独自に法案作成に着手。
- 第三期:2002年～2007年:各労協ともに法制化運動をより広く展開し、社会的合意を得ようとする段階。
- 第四期:2008年～2020年:ワーコレ・労協連の二つの流れが合流し、政治の舞台へ。
 - 四-(1)期:2008年～2011年 時流に乗り、労協法成立に王手。
 - 四-(2)期:2012年～2015年 民主党政権の崩壊などの要因により運動は退潮。
 - 四-(3)期:2016年～2020年 法制化運動の再始動。2020年に公布に至る。

第一期:1980年代:労協の活動の実験的な開始。法制化運動の前史。

日本で労協の実践が生まれ、手探りで事業運営を拡大していく時期→ワーコレ、労協連系労協の誕生。

¹ 本論において「労働者協同組合(労協)」という名称は個別の活動を指すものではなく、それらを含む上位概念として使用されている。労協の日本における実践の一つである労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会と同じ「労働者協同組合」という名称を使用しているが、本論においてこちらは「労協連」と略し、その傘下の労働者協同組合の事は「労協連系労協」と呼称する。

- ①ワーコレ:生活クラブ生協組合員を中心に生まれ、1982年「にんじん」設立を皮切りに全国に広がる。主な担い手は専業主婦であり、主婦の自立やコミュニティへの貢献を目指した活動を行う。
- ②労協連:労働運動(全日自労)をルーツとし、労働者自身による仕事起こしの運動(事業団運動)を行っていたが、1986年に自分たちの活動を労協として再定義。主な担い手は労働者であり、特に失業者自身による仕事起こしに重点を置いている。

第一期では、法制度の整備は課題と目されつつも、具体的な活動は始まっていない。

- この時期の労協は事業体としての実体を整えること、また自分たちの目指す「働き方」を確立していくことに重点が置かれていた。
- 1980年代当時はNPOも存在せず、市民活動を法人化するというコンセプトそのものがさほど現実的な選択肢ではなかったことも一因と推測できる。

第二期:1989年~2001年:法人格の必要性が高まり具体的な行動へ。各労協が独自に法案作成に着手。

①ワーコレの動き

- 1989年より連合会レベルで情報交換の場(全国市民事業連絡会→全国会議)を設け、そのテーマとして法制化がしばしば取り上げられるようになる。この動きの中で対外的に「ワーコレとは何か」について明文化していく必要性が生まれ、1995年、ワーコレのアイデンティティに関する議論「価値と原則」を打ち出す。
- 全国会議をWNJへと組織替えし、以降はこのWNJが法制化運動の中心となる。
- 法案として1997年「ワーカーズ・コレクティブ法案要綱第一次案」、1999年に「第二次案」、2001年に「第三事案」を作成し、この第三事案を元に法制化運動を進めていくこととした。

②労協連の動き(連合会シンクタンク・協同総合研究所が中心となって推進)

- 1996年に「労働者協同組合法研究会」が結成され、「ワーカーズ・コープ法」第一次案の作成が始まる。
- 1998年、「労協法制定推進本部(本部長:大内力・東京大学)」を発足させ、本格的な法制定運動の開始を宣言。法制化に向けて様々な協力関係を築くが、限界があった。(全市民的な理解を得る必要性)
- 運動の次の段階として、2000年に「協同労働の協同組合法」骨子の発表とともに「協同労働の協同組合法の制定をめざす市民会議」を発足させ、立法の手段として労働省などの官庁と相談しながら各党の政策担当者や議員へ向けた活動を始める。

第二期のワーコレ、労協連は双方ともほぼ同時期に法案作成に着手している(1995~2001)。

- この理由として、法人格がないことで実務上の問題点が表面化したことが考えられる。
- 特に2000年より開始される介護保険制度への参入は、法人格取得の必要性を高めた。

第三期:2002年~2007年:各労協ともに法制化運動をより広く展開し、社会的合意を得ようとする段階。

2001年に作成した法案をもとに、労働者協同組合の法制化に向けたより具体的な動きが始まる。特に政治の場に届けようとする動きが加速した。

- ①ワーコレ→元たすけあいワーカーズの石毛えい子民主党衆議院議員を通じて、民主党による「ワーカーズ・コレクティブワーキングチーム」が発足。
- ②労協連→協同労働の協同組合法の制定をめざす市民会議を通じて、市民・政治家へ労協法の必要性を訴えた。市民集会には共産党・社民党を中心に多くの党からコメントが寄せられている

この時期の両者は相互に協力関係にあったが、運動として一本化はしていない。その潮目が変わったのは2007年、「協同労働の協同組合法の制定をめざす市民会議」の代表が笹森氏へと交代してからである。

- 氏のイニシアチブで「協同労働の協同組合法の可及的速やかなる制定に賛同する」団体署名要請運動が開始。呼びかけ団体として WNJ も参加し、共同で署名を集めた(結果、一万団体の賛同を得る)。
- この共同作業を通じて、両運動は一本化することとなる。

第三期の労協を取り巻く環境の変化として重要なものに、第三セクターの成立が挙げられる。この時期、従来は官と私の二つのセクターで成立すると考えられていた日本の社会において、「公」の領域が一つのセクターとして位置づけられるようになってきた。

- 介護保険や指定管理者制度などの制度が整えられ、労協の事業活動領域はより広がり、事業を拡大していくことが可能に。
- 一方で、第三セクター領域において類似の目的を持って働く NPO や企業組合等既存の組織と比較して、自分たちの立ち位置を明確化していくことが今まで以上に必要となった。
- こうした流れから、労協法と関連して様々なテーマでの議論が行われた。
 - 「協同組合基本法・統一協同組合法」、「NPO や企業組合などと労協の関係」、「2003 年から 06 年までに行われた公益法人改革」、「新しい公共論との関係」…etc.

第四期：2008 年～2020 年：ワーコレ・労協連の二つの流れが合流し、政治の舞台へ。

この時期を境に主たるプレイヤーの交代が起こり、資料状況が大きく変わる。労協法そのものや法制化運動そのものを論じた研究から、法制化の正当性を主張する研究(労協の働き方の価値、地域コミュニティへの貢献の可能性など)へと内容が大きく変化。

四-(1)期：2008 年～ 2011 年 時流に乗り、労協法成立に王手。

- 2008 年「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)を考える議員連盟」が立ち上げられ、5 党から 8 名の国会議員が参加。具体的な立法プロセスに入る。
- 2010 年、通常国会中の通過を目指して「協同労働の協同組合法案(仮称)要綱(案)」が公表されるが、合意には至らず、労働組合からは労働者性に関する懸念(労働者保護が曖昧、労組法の不適用、最賃法の不適用、悪用の危険性が多い点)が表明された。
- こうした懸念に対するのアンサーを作成中に東日本大震災が発生し、労協法の立法は後回しに。
- 同年に法制化運動の旗振り役であった笹森氏が死去。また、2012 年末の政権交代によって法制化運動を取り巻く環境が激変し、議員連盟は活動休止状態に。法制化運動は一旦推進力を失う。

四-(2)期：2012 年～ 2015 年 民主党政権の崩壊などの要因により運動は退潮。

- 法制化運動は退潮期へ入ったが、2012 年の国際協同組合年を受けていくつかの活動が見られる。
 - 「国際協同組合年記念協同組合実行委員」作成の協同組合憲章に、「協同労働型の協同組合法の制定」を明記。
 - 国際協同組合年に合わせて民主党を中心に、協同組合憲章の国会決議をめざして「協同組合振興研究議員連盟」が結成される。

四-(3)期：2016 年～ 2020 年 法制化運動の再始動。2020 年に公布に至る。

- 2015 年末、日本労協連はこれまでの経緯を踏まえて公明党の榊屋衆議院議員とコンタクトを取り、法制化運動推進の中心役を依頼。公明党一億総活躍推進本部「地域で活躍する場づくりのための新たな法人制度検討小委員会」設置。
- 2017 年に与党・協同労働の法制化に関するワーキングチームを設置し、議員立法での法制化を目指すことで合意。二年かけて法案骨子を作成し、その実務者会議には労協連、WNJ からも委員が参加した。

- 2018年「労働者協同組合法案(仮称)骨子」で各党が合意し2019年の通常国会での議決をめざすが、実務者会議により修正の必要が主張され、未提出が決まる。
- これらの修正点を踏まえ、2020年12月4日参議院本会議において全会一致で可決。

法制化運動全体をふり返って

全体像を捉えることにより、日本におけるサードセクターが形成される中で、労働者協同組合の実践者が自らのポジションを模索していく様子が改めて捉えることができた。

- ワーコレ・労協連はどちらも事業の幅を広げていく中で改めて法制化の必要を認識し、法制化に向けて動き始める中でどちらも自らの働き方の意味やアイデンティティを再考している。
 - このアイデンティティの明確化は両者の差異を明確化し、一面では法制化運動の一本化の阻害要因になったと考えられる。
 - 反面、2007年までの独自の活動がそれぞれの関係者を生み出し、より多様な人々に法制化運動を支えてもらう流れができた可能性も指摘できる。
- 内向きの活動で収まっていた第二期とは異なり、第三期に至っては他の運動との兼ね合いや、サードセクターとしての自己の立ち位置を考えていく必要性が出てきた。そのプロセスの中で社会的企業や社会的経済のような新しい概念を導入し始め、コミュニティ・ビジネスの一主体としての存在感を強めていった。
- 本研究で描ききれなかった部分としては、下記の点があげられる。
 - 労働団体との関係、政治への働きかけ、組織同士の関係などについては、聞き取り調査などで補足が必要か。
 - 特に第四期は、主たるプレイヤーが労協の実践者から政治家へと交代していった時期であり、公開されている資料では追いきれない部分がある。